



プロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月5日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ネパールまたは全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
応募を排除する社はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ネパールは急峻な上部ヒマラヤに代表される山岳地、首都カトマンズを含む都市部が形成される丘陵部、またタライ平野を含む南部には標高の低い土地が広がり、狭い国土の中に多様な地形が存在している。またこのような地形条件も一因となり、地震、洪水、土砂災害など自然災害多発国であり、1998～2017年の間の年間平均被害額は約 231 百万ドルである（ジャーマン・ウォッチ、2019年）。また、気候変動に起因した災害リスクについても世界第 10 位であり（ジャ

一マン・ウォッチ、2021年)、将来の気候変動リスクに対しても脆弱な国である。

ネパール政府は、「国家水計画」(2005年)にて、「2027年までに、水害による社会経済的損失を他の先進諸国で経験している水準まで引き下げること」を目標としている。特に、人口第4位(約24.5万人、2021年)のビラトナガル市を含むタライ平野は、国土の17%を占める広大な低地であり、ヒマラヤを起源とする大小河川が合流し、標高の低い市内に河川水が氾濫、滞留しやすく洪水リスクに晒されやすい特性がある。(JICA、2022年)

タライ地域の河川流域は未だ農業中心の産業構造ではあるが、インド国境に位置し、平坦な土地が多くを占めていることからインドとの交易を目的とする工場群の進出と市街地の拡大が進み、中長期的には経済開発を通じた資本集積の進行が予想される。都市スプロール化が進行しているが防災面への配慮は十分とは言えず、河川が住民にとって重要な水資源である一方で、洪水の頻発による経済被害が深刻化している地域である。

上記背景の下、ネパール政府から「タライ流域洪水リスク管理プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)が要請され、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。なお、我が国の「対ネパール連邦民主共和国国別開発協力量針(2021年9月)」において、「防災及び気候変動」を重点分野としており、自然災害はネパールの安定的な経済発展の阻害要因であり、災害に強靱な国土基盤の形成が重要としている。また、「ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020年8月)」では、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」が重点分野であり、より良い復興の着実な実施及び災害管理強化、気候変動・自然環境に配慮した持続可能な開発が開発課題であると分析している。このように本プロジェクトはこれら分析、方針に合致している。また、本プロジェクトは、気候変動影響を含めた洪水リスク評価を実施し、根本的な洪水リスク削減事業を検討することで事前防災投資の促進を目指し、同時に実施機関の河川計画策定能力向上を図るものであり、グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力量針の一つである「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」に資するものである。

本調査では、ネパール政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、

インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年10月下旬~2022年11月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② 本プロジェクトでの最適な評価手法を検討する。
- ③ ネパール側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する(現地業務開始前にJICAを通じてネパール側関係機関や他ドナーへ配付することを想定している)。
- ④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2022年11月上旬~2022年12月上旬)

- ① JICAネパール事務所等との打合せに参加する。
- ② ネパール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。特に、JICAによる技術協力概要並びにPDM案及びPO案の説明については、実施機関関係者の理解度に応じた丁寧な説明をJICA団員と協力して行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員の収集・整理、把握・分析結果の取り纏めに協力する。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(ADB、WB、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実

施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、PDM及びPOを含むR/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、担当としての検討及び取りまとめを行う。一例として、JICAが過去に実施した技術協力「テライ平野河川治水計画調査」（1999年）からの課題の抽出が想定される。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）（PDM（案）及びPO（案）を含む）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAネパール事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2022年12月上旬～2022年12月下旬）

- ① 帰国報告会、調査団内の打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2022年12月28日（水）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄ドーハ⇄カトマンズを標準としますが、見積もり時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

### (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 11 月 7 日～12 月 6 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

また、下記②に記載の JICA が別途契約するコンサルタント団員の現地業務期間は、本契約の業務従事者と同じ 11 月 7 日から 12 月 6 日（30 日間）の想定です。

なお、ネパールでは現時点では新型コロナウイルス感染症対策としての入国時の隔離期間はありません。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 河川管理技術（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 河川計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 法制度・組織体制（JICA が別途契約するコンサルタント）

カ) 都市計画・土地利用計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

キ) 環境社会配慮（JICA が別途契約するコンサルタント）

ク) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄ネパール語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047517.html>
- ・ テライ平野河川治水計画調査  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000256624>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以 上